

管理業務委託一覧

別紙 2

No	業務	委託箇所（団地）	実施時期等	内容	概算金額（単位：千円）
1	消防設備点検（機器）	全団地	年1回（1月）	消防設備の点検（法定）	2,200
2	消防設備点検（総合）	全団地	年1回（7月）	消防設備の点検（法定）	2,200
3	連結送水管耐圧試験	末広（R8・R11） 関原（R10）	3年ごとに1回	連結送水管の耐圧試験（法定）	0（※消防点検に含む）
4	エレベーター保守・法定点検	関原（1～2号棟） 山王（14～17号棟） 末広（1号棟） 上原（1～3号棟）	毎月（上原は 1,4,7,10月）	エレベーター設備の保守点 検（年1回の法定点検は必 須）	6,470
5	緊急通報装置点検	関原・上原・山王	毎月	室内・集会室等に設置され ている緊急通報装置の点検	1,254
6	貯水槽清掃	全団地（今泉A，身障者用住宅を除く）	年1回（5～7月）	貯水槽清掃（法定）	5,345
7	給水施設保守点検	全団地（今泉A，身障者用住宅を除く）	貯水槽清掃実施月 以外の11か月	給水ポンプ等の作動状況の 保守点検	6,715
8	水質検査	全団地（今泉A，身障者用住宅を除く）	年1回（5～7月）	飲料水として利用している 水槽は年1回の水質検査が 必須	0(※貯水槽清掃に含む)
9	水道メーター遠隔支持装置点検	関原・細谷・宮原・上原・山王・末広	年1回（12月・1月）	水道メーターの一括検針で 使用する装置の点検	1,408
10	簡易専用水道水質検査	東原・関原・細谷・宮原・上原・山王・下栗・末広	年1回（1月）	法定で定められている水質 検査	214
11	樹木剪定	全団地	都度	必要に応じて剪定・伐採	5,786
12	草刈 (受水槽・調整池周り除草，その他)	全団地	都度 （受水槽設置の全団地 を5月または10月に実 施）	除草等	1,394
13	スズメバチ駆除	全団地	都度	ハチの巣の駆除	88
14	害虫駆除	全団地	都度	毛虫・コウモリ等の駆除	119
15	退去者残置物清掃	全団地	都度	権利放棄された室内の残置 物撤去	1,079
16	側溝土砂処分業務	全団地	都度	側溝に溜まった汚泥処分	232
17	専用水道水質検査（51項目）	瑞穂野・宝木	毎月		1,267
18	雑排水管洗浄	全団地（今泉A，身障者用住宅を除く） 指定管理期間中の実施年度案は下記のとおり	2～3月	排水管（縦管・汚水桝）の 高圧洗浄	6,090
	R8	宮原（1～6号棟），山王（1～15号棟），関原（1～2号棟），上原（2～3号棟）			
	R9	今泉C（1～7号棟），山王（16～17号棟），泉が丘（1～2号棟）			
	R10	宝木（1～10，45～49号棟），和尚塚，細谷（1～3号棟）			
	R11	瑞穂野（1～19号，31～37棟），下栗（1～4号棟）			
	R12	富士見（1～9号棟），東原（1～8号棟），末広（1～3号棟），上原（1号棟），下栗（5～9号棟）			